

令和 年度 市民税・県民税申告書

(上場株式等の配当・譲渡所得等に関する選択課税申出書)

1. 確定申告した上場株式等の配当所得等(住民税が源泉徴収されている分に限る)

	所得額	住民税の源泉徴収税額
総合課税	円	円
分離課税	円	円

上記の確定申告した上場株式等の配当所得について、次のとおりとします。

(申告する番号に○印をつけてください。)

- 1 住民税では申告しません。
- 2 住民税では総合課税とします。
- 3 住民税では分離課税とします。

2. 確定申告した上場株式等の譲渡所得等(住民税が源泉徴収されている分に限る)

	所得額	住民税の源泉徴収税額
分離課税	円	円

上記の確定申告した上場株式等の譲渡所得について、次のとおりとします。

(申告する番号に○をつけてください。)

- 1 住民税では申告しません。
- 2 住民税では分離課税とします。

3. 上場株式等に係る繰越損失の繰越控除について

本年度分の譲渡所得等から差し引く金額	本年度分の配当所得等から差し引く金額	翌年度以降に繰り越す金額
円	円	円

安来市長 殿

令和 年 月 日提出

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号

< ご注意ください >

※本申告書の提出に際しては、特定口座年間取引報告書(コピー可)等を添付してください。

※選択の対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得とは、所得税 15.315% (復興特別所得税分含む) と住民税 5% の合計 20.315% の税率であらかじめ源泉徴収(特別徴収)されているものです(所得税 20.42% のみを源泉徴収されているものは対象ではなく、総合課税となります)。

※同一の源泉徴収口座内で、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当等所得がある場合は、配当等所得のみを申告不要とすることはできません。

※本申告書の提出がない場合、また記載誤り等により判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税します。

※安来市からお送りする納税通知書があなたに届く前までに提出された本申告書のみ有効となります。

※対象となる所得について、住民税では申告しないことを選択した場合は、配当等額及び株式等譲渡所得等額の控除の適用はありません。

※本申告書の提出により、繰越損失や扶養控除等について、住民税では所得税と異なる申告をする場合は、別途、通常の市民税・県民税申告書の提出が必要です。

※本申告書の提出により、医療費控除額等が変更になる場合があります。

※本申告書の提出により、所得税と住民税で、翌年以降に繰り越せる上場株式等の譲渡損失の金額に差異が生じる場合があります。

※対象となる所得について、所得税及び住民税で申告しない(課税方式を選択した)年も、繰越損失がある場合は本申告書を提出し、上記3.により損失繰越の申告を行ってください。繰越の申告がない場合、翌年へ損失額を繰り越すことはできません。(確定申告書第2表で「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に○印を記載した場合も同様です。)